

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">快適トイレ実施要領</p> <p style="text-align: center;">(平成29年6月20技管-268)</p> <p style="text-align: center;">【本文改正なし】</p> <p>附 則 この要領は、平成29年6月20日から適用する。 附 則 (令和2年3月13日技管-743 一部改正) この要領は、令和2年4月1日から適用する。 附 則 (令和2年5月15日技管-102 一部改正) 1 この要領は、令和2年6月1日から適用する。 2 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。)を行い、令和2年6月1日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。 附 則 (令和3年9月10日技管-351 一部改正) この要領は、令和3年10月1日から適用する。 附 則 (令和5年3月3日技管-1120 一部改正) この要領は、令和5年4月1日から適用する。 附 則 (令和6年3月8日技管-851 一部改正) この要領は、令和6年4月1日から適用する。 <u>附 則 (令和7年5月9日技管-136 一部改正)</u> <u>この要領は、令和7年6月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">快適トイレ実施要領</p> <p style="text-align: center;">(平成29年6月20技管-268)</p> <p style="text-align: center;">【本文改正なし】</p> <p>附 則 この要領は、平成29年6月20日から適用する。 附 則 (令和2年3月13日技管-743 一部改正) この要領は、令和2年4月1日から適用する。 附 則 (令和2年5月15日技管-102 一部改正) 1 この要領は、令和2年6月1日から適用する。 2 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。)を行い、令和2年6月1日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。 附 則 (令和3年9月10日技管-351 一部改正) この要領は、令和3年10月1日から適用する。 附 則 (令和5年3月3日技管-1120 一部改正) この要領は、令和5年4月1日から適用する。 附 則 (令和6年3月8日技管-851 一部改正) この要領は、令和6年4月1日から適用する。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <hr style="border: 1px solid red;"/>

別紙－1 (略)

別紙－2 (略)

別紙－3 積算方法

- 農林水産部及び建設部所管工事（費用計上が認められない工事は除く）については、設計当初から原則費用計上すること。
- 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ設置した場合は、計2基まで共通仮設費（営繕費）に積上げて費用計上する（102,000円／2基・月が上限）。
※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から、共通仮設費（率分）に含まれている10,000円／基・月（従来品）を除いた額とする。
なお、実際にかかった費用とは、受注者提出の見積書等に記載の賃料や基本料等、快適トイレの導入に要した費用の総額である。
また、上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象とし、設計変更の対象とすることができる（費用計上が認められない工事は除く）。
※2：設計当初は、51,000円／基・月を共通仮設費（営繕費）に積上げて費用計上する。
※3：監督職員は、実施要領第2条第1項（1）、（2）の内容が確認できる資料及び支出実態のわかる資料を受注者に求め、受発注者協議により設計変更の対象とする。なお、当初計上の場合において、受発注者協議により設置が困難な場合は、設計変更にて費用を0円／基・月とする。
※4：現場環境改善費（率分）の積算については、積算基準により適切に行うこと。
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。

<具体的な計上方法例>

- ①実際に導入した快適トイレ費用70,000円／基・月の場合（積算上の差額60,000円）
積算で計上する費用：51,000円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用40,000円／基・月の場合（積算上の差額30,000円）
積算で計上する費用：30,000円／基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス100,000円／基・月の場合（積算上の差額90,000円）
積算で計上する費用：90,000円／基・月
- ④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000円／基・月の場合（積算上の差額190,000円）
積算で計上する費用：102,000円／基・月

別紙－1 (略)

別紙－2 (略)

別紙－3 積算方法

- 農林水産部及び建設部所管工事（災害復旧事業及び営繕工事は除く）については、設計当初から原則費用計上すること。
- 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ設置した場合は、計2基まで共通仮設費（営繕費）に積上げて費用計上する（102,000円／2基・月が上限）。
※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から、共通仮設費（率分）に含まれている10,000円／基・月（従来品）を除いた額とする。
なお、実際にかかった費用とは、受注者提出の見積書等に記載の賃料や基本料等、快適トイレの導入に要した費用の総額である。
また、上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象とし、設計変更の対象とすることができる（営繕工事は除く）。
※2：設計当初は、51,000円／基・月を共通仮設費（営繕費）に積上げて費用計上する。
※3：監督職員は、実施要領第2条第1項（1）、（2）の内容が確認できる資料及び支出実態のわかる資料を受注者に求め、受発注者協議により設計変更の対象とする。なお、当初計上の場合において、受発注者協議により設置が困難な場合は、設計変更にて費用を0円／基・月とする。
※4：現場環境改善費（率分）の積算については、積算基準により適切に行うこと。
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月上限まで計上可能とする。

<具体的な計上方法例>

- ①実際に導入した快適トイレ費用70,000円／基・月の場合（積算上の差額60,000円）
積算で計上する費用：51,000円／基・月
- ②実際に導入した快適トイレ費用40,000円／基・月の場合（積算上の差額30,000円）
積算で計上する費用：30,000円／基・月
- ③実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス100,000円／基・月の場合（積算上の差額90,000円）
積算で計上する費用：90,000円／基・月
- ④実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000円／基・月の場合（積算上の差額190,000円）
積算で計上する費用：102,000円／基・月

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他														
(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない	・対象外											
		ある	<ul style="list-style-type: none"> その他の条件は、次のとおりとします。 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>設置基数</td> <td>2</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>3</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>6</td> <td>基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>51,000</td> <td>円/基・月</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基/工事までとする。 ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。 	設置基数	2	基	設置月数	3	月	工事期間中の延べ設置基数	6	基・月	1基の1月当たり単価	51,000
設置基数	2	基												
設置月数	3	月												
工事期間中の延べ設置基数	6	基・月												
1基の1月当たり単価	51,000	円/基・月												

現場説明書（条件明示）

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他														
(2)その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない	・条件なし											
		ある (当初計上)	<ul style="list-style-type: none"> その他の条件は、次のとおりとします。 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>設置基数</td> <td>2</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>3</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>6</td> <td>基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>51,000</td> <td>円/基・月</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> (2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基/工事までとする。 ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。 	設置基数	2	基	設置月数	3	月	工事期間中の延べ設置基数	6	基・月	1基の1月当たり単価	51,000
設置基数	2	基												
設置月数	3	月												
工事期間中の延べ設置基数	6	基・月												
1基の1月当たり単価	51,000	円/基・月												